

# 第66期定時株主総会 招集ご通知

**日時** 2020年12月22日（火曜日）午前10時

**場所** 北海道帯広市西7条南19丁目1番地  
北海道ホテル 2階 大雪の間  
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)

## 【新型コロナウイルス感染防止への対応について】

- ・新型コロナウイルス感染防止のため、株主の皆様には極力書面による議決権の事前行使をお願い申し上げます。
- ・感染防止のため、座席の間隔をあけた配置とさせていただきますので、ご用意できる席数が例年より大幅に減少いたします。
- ・役員及び運営スタッフは、マスクを着用してご対応させていただきます。

## 【お土産の取りやめについて】

本年は、株主総会にご出席の株主の皆様へのお土産は取りやめとさせていただきます。

ご理解とご協力をお願い申し上げます。

## 目次

第66期定時株主総会招集ご通知	1
(提供書面)	
事業報告	3
計算書類	20
監査報告	23
(株主総会参考書類)	
第1号議案 剰余金の処分の件	27
第2号議案 取締役6名選任の件	28
第3号議案 監査役2名選任の件	30
第4号議案 取締役及び退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件	31

株主総会会場ご案内図



(証券コード 7643)

証券コード7643  
2020年12月4日

株 主 各 位

北海道帯広市西20条南1丁目14番地47  
株 式 会 社 ダ イ イ チ  
代表取締役社長 若 園 清

### 第66期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第66期定時株主総会を後記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

新型コロナウイルス感染防止のため、本株主総会につきましては適切な感染防止策を実施させていただいた上で、開催させていただくことといたしました。

株主の皆様におかれましては、感染防止の観点から極力書面による事前の議決権行使をいただき、株主総会当日のご来場をお控えいただくようお願い申し上げます。

その際お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討の上、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2020年12月21日（月曜日）午後6時までには到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

## 記

<b>1 日 時</b>	2020年12月22日（火曜日）午前10時
<b>2 場 所</b>	北海道帯広市西7条南19丁目1番地 北海道ホテル 2階 大雪の間 (末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
<b>3 目的事項</b>	<b>報告事項</b> 第66期（2019年10月1日から2020年9月30日まで）事業報告及び計算書類の内容報告の件
	<b>決議事項</b> 第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 取締役6名選任の件 第3号議案 監査役2名選任の件 第4号議案 取締役及び退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

以 上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎本招集ご通知に添付すべき書類のうち、「個別注記表」として表示すべき事項につきましては、法令及び当社定款の定めにより、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.daiichi-d.co.jp/>）に掲載しておりますので、本提供書面には記載しておりません。  
なお、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告をそれぞれ作成するに際して監査した計算書類には、本提供書面記載のもののほか、この「個別注記表」として表示すべき事項も含まれております。
- ◎株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.daiichi-d.co.jp/>）に掲載させていただきます。

(提供書面)

## 事業報告

(2019年10月1日から  
2020年9月30日まで)

### 1. 会社の現況

#### (1) 当事業年度の事業の状況

##### ① 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、米中貿易摩擦の長期化や消費税率の引き上げに加え、年明け以降は、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う国内外での経済活動の停滞・縮小の影響により、足元の景気は急速に悪化し極めて厳しい状況に至りました。

スーパーマーケット業界は、消費税増税による消費の減速に加え、消費者の「低価格志向」の継続と将来不安に対する「生活防衛意識」の高まり、ネット通販やドラッグストアなどの業種・業態の枠を越えた価格競争の激化、人手不足に伴う労働コストの上昇などにより、依然として厳しい経営環境が続きました。

このような経営環境のもとで当社は、これまで通り食品スーパーマーケット事業に資源を集中し、当事業年度の重点実施事項である「既存店の改装とスクラップ&ビルドの推進」、「消費税増税対策と競合店舗動向調査の強化」、「人手不足への対応と人時売上高の精度向上」、「オペレーションの改善と発注制度の見直し」、「粗利益率の低い店舗の底上げ」、「階級別による人材教育の実践」、「コンプライアンスの徹底と福利厚生の充実」、「イトーヨーカ堂との共同販促の更なる深掘り」を徹底し、お客様の更なる信頼と支持を得るため、新鮮かつ安全で安心なお買い得商品やお客様の期待に沿える付加価値の高い商品の提供に努め、地域のお客様の食文化と食のライフラインに貢献できる店舗作りに取り組んでまいりました。加えて、商品力の向上と販売力の強化及び既存店舗の改装を継続し、競争力のある店舗フォーマットの確立に注力してまいります。

新型コロナウイルス感染症の影響につきましては、緊急事態宣言や外出自粛要請に伴う「感染症対策」の強化と「巣ごもり消費」の拡大により、マスクなどの感染予防商品に加え、内食関連需要の高まりとまとめ買いの動きが見られ、足元では売上高が伸長いたしました。一方で、新型コロナウイルス感染症への対応として、お客様と従業員の安全・安心対策を最優先に、衛生管理の徹底を図り、食のライフラインとしての役割を担うため、一部店舗で営業時間を短縮したものの全店舗の営業を継続いたしました。

店舗の状況につきましては、既存店の強化と活性化、お客様の利便性の向上を図るため、「西店（3月、旭川ブロック）」と「壺号店（4月、帯広ブロック）」のリニューアル、「オーケー店（7月、帯広ブロック）」と「東店（9月、帯広ブロック）」の増床リニューアルを実施いたしました。また、経営資源の有効活用のため、戦略的に「豊岡店（3月、旭川ブロック）」を閉店いたしました。なお、当事業年度末現在の店舗数は、帯広ブロック10店舗、旭川ブロック7店舗、札幌ブロック5店舗、合計22店舗であります。

また、地域貢献活動の一環として、毎日の買い物に苦勞されているご高齢者の方やお身体の不自由な方々に商品をお届けする「移動スーパー（とくし丸）」事業は、9月末現在で9号車となりました。

イトーヨーカ堂との協働につきましては、セブンプレミアム商品の取り組み強化と帯広地区及び旭川地区における共同販促の更なる推進に努めるとともに、セブン&アイグループ内で構成するスーパーマーケット連絡協議会を、10月に「白樺店（帯広ブロック）」で開催し、店舗クリニックと意見交換会によるシナジーの共有化を図りました。

売上高につきましては、消費税増税に伴う「キャッシュレス・ポイント事業」への対策や商品の一部に反動減が見られたものの、ポイントカード（フレカカード）を活用した販売促進や週間の販売計画に連動した売場作りなどにより、総じて堅調に推移し、前期に比べ5.2%増加いたしました。また、地域別の売上高につきましては、帯広ブロックは187億8百万円（前期比6.1%増）、旭川ブロックは128億89百万円（前期比1.9%増）、札幌ブロックは109億92百万円（前期比7.9%増）となりました。

売上総利益率につきましては、商品調達コストの見直しや在庫効率の改善、店舗規模に合わせた商品政策の再構築などにより、前期に比べ0.3ポイント改善し、25.0%となりました。

販売費及び一般管理費につきましては、総額では増加したものの、売上高に対する比率は22.2%となり、前期に比べ0.5ポイント改善いたしました。なお、従業員への還元策の一環として、定期の賞与に加え、特別感謝金及び特別期末手当を支給いたしました。

これらの結果、当事業年度における売上高は425億95百万円（前期比5.2%増）、営業利益は17億90百万円（前期比33.4%増）、経常利益は18億7百万円（前期比33.2%増）、当期純利益は11億68百万円（前期比55.8%増）となりました。

部門別売上高状況は、次のとおりであります。

区 分	第65期 (2018.10.1～2019.9.30)		第66期(当事業年度) (2019.10.1～2020.9.30)		前期比	
	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	増減率
青 果	百万円 6,585	% 16.3	百万円 6,897	% 16.2	百万円 311	% 4.7
水 産	3,971	9.8	4,082	9.6	110	2.8
畜 産	5,518	13.6	6,002	14.1	484	8.8
惣 菜	3,694	9.1	3,774	8.9	79	2.2
デ イ リ ー	6,141	15.2	6,533	15.3	391	6.4
一 般 食 品	12,685	31.3	13,271	31.2	585	4.6
日 用 雑 貨	922	2.3	1,113	2.6	190	20.7
そ の 他	951	2.4	920	2.1	△30	△3.3
合 計	40,470	100.0	42,595	100.0	2,124	5.2

## ② 設備投資の状況

当事業年度中において実施いたしました当社の設備投資の総額は、有形固定資産の取得3億94百万円、敷金の支払で86百万円の合計4億81百万円であります。その主な内容は、オーケー店などの増床リニューアルに伴うものであります。

なお、当事業年度中において重要な設備の除却、売却等はありません。

## ③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

## ④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

- ⑤ 他会社の事業の譲受けの状況  
該当事項はありません。
- ⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況  
該当事項はありません。
- ⑦ 他会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況  
該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第 63 期 (2017年9月期)	第 64 期 (2018年9月期)	第 65 期 (2019年9月期)	第 66 期 (当事業年度) (2020年9月期)
売 上 高	39,038百万円	40,347百万円	40,470百万円	42,595百万円
経 常 利 益	1,373百万円	1,285百万円	1,356百万円	1,807百万円
当 期 純 利 益	1,829百万円	797百万円	750百万円	1,168百万円
1株当たり当期純利益	160円08銭	69円76銭	65円67銭	102円29銭
総 資 産	17,537百万円	17,880百万円	18,288百万円	19,509百万円
純 資 産	10,293百万円	10,972百万円	11,583百万円	12,604百万円

- (注) 1. 2018年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。第63期(2017年9月期)の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益を算定しております。
2. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式数により算出しております。

- (3) 重要な親会社及び子会社の状況  
該当事項はありません。

#### (4) 対処すべき課題

今後のわが国経済の見通しにつきましては、新型コロナウイルス感染症の収束が未だ見通せず厳しい状況にあります。7月以降、経済活動は次第に再開され、国内景気は持ち直しの動きが見られるものの、経済活動の水準が感染症拡大前の状況に戻るには時間を要するものと思われれます。

また、個人消費につきましては、公的負担の増加等による可処分所得の低下、雇用と所得環境の悪化が懸念されます。

スーパーマーケット業界におきましては、依然としてお客様の低価格志向は顕著であり、企業間の価格競争が激化する中で、新型コロナウイルス感染症の影響などにより、引き続き厳しい経営環境が続くものと予想されます。

このような環境の中で当社は、①新型コロナウイルス感染症対策の強化、②新店（札幌ブロック6号店）の準備と開店、③経常利益率及び粗利益率の目標達成のための仕組み作り、④人手不足の解消と人時生産性の向上、⑤人材教育の充実と人間力作り、⑥コンプライアンスの更なる徹底と福利厚生の充実、⑦イトーヨーカ堂と札幌ブロックの共同販促の実践、以上7項目を2021年9月期の重点実施事項に掲げ、お客様から今まで以上に必要とされ、頼りにされる店作りに努めてまいります。

引き続き、「凡事徹底」を行動の基本とし、現地・現場・現品主義の徹底を図り、持続的な成長の実現に取り組むとともに、強固な企業構造の構築を進めてまいります。

店舗戦略につきましては、札幌ブロック6号店となる平岸地区への出店が決まり、2021年秋の開店を目指して、着実に準備を進めてまいります。なお、直営売場面積は約1,900㎡を予定しております。既存店の活性化につきましては、10月31日に「みなみ野店（帯広ブロック）」をリニューアルし、開店いたしました。2021年9月期も成長が見込まれる既存店舗については、投資を加速させながら規模や収益の拡大を目指してまいります。

今後も当社は、「お客様の毎日の食生活をより楽しく、豊かに、便利にするためのお手伝いをする」とともに、お客様の期待に沿える品揃えとサービス、接客に向けた継続的なレベルアップの取り組みを進め、地域のお客様の「食文化と食のライフライン」を支える努力を続け、中長期的な企業価値の向上に努めてまいります。

株主の皆様におかれましては、引き続きご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

#### (5) 主要な事業内容（2020年9月30日現在）

- ① 総合食料品の販売
- ② 日用品の販売
- ③ 書籍、雑誌、文房具の販売
- ④ 衣料用繊維製品の販売

- ⑤ 家庭用電化製品の販売
- ⑥ ペット用品、ペットフードの販売
- ⑦ 酒類、煙草、印紙の販売
- ⑧ 前各号に関連する一切の事業

(6) 主要な事業所（2020年9月30日現在）

本社 北海道帯広市西20条南1丁目14番地47

（営業本部・管理本部）

旭川本部 北海道旭川市春光1条8丁目1番地77

札幌本部 北海道札幌市西区八軒10条東5丁目2番

帯広ブロック

北海道帯広市

壱号店

東店

啓北店

白樺店

みなみ野店

自衛隊前店

北海道河西郡芽室町

めむろ店

北海道中川郡幕別町

札内店

北海道河東郡音更町

音更店

オーケー店

旭川ブロック

北海道旭川市

西店

東光店

末広店

東旭川店

旭町店

二条通店

花咲店

札幌ブロック

北海道札幌市

八軒店

白石神社前店

発寒中央駅前店

清田店

北海道恵庭市

恵み野店

センター

帯広市

惣菜センター

帯広配送センター

旭川市

旭川配送センター

(注) 2020年3月8日に豊岡店（旭川ブロック）を閉店いたしました。

(7) 使用人の状況 (2020年9月30日現在)

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
319名	8名増	36.2歳	13.0年

(注) 使用人数には、準社員及びパートナー社員等（アルバイトを含む。）1,080名（1日8時間、1か月22日換算）は含まれておりません。

(8) 主要な借入先の状況 (2020年9月30日現在)

借入先	借入金残高
株式会社北陸銀行	117百万円
株式会社北海道銀行	23

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 株式の状況 (2020年9月30日現在)

- |                 |             |
|-----------------|-------------|
| (1) 発行可能株式総数    | 24,000,000株 |
| (2) 発行済株式の総数    | 11,438,640株 |
| (3) 株主数         | 6,079名      |
| (4) 大株主 (上位10名) |             |

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株 式 会 社 イ ト ヨ カ 堂	3,432,000株	30.03%
ダ イ イ チ 取 引 先 持 株 会	475,900	4.16
STATE STREET BANK AND TRUST CLIENT OMNIBUS ACCOUNT O M 0 2 5 0 5 0 0 2	339,700	2.97
若 園 清	265,600	2.32
小 西 典 子	256,220	2.24
BBH FOR FIDELITY PURITAN TR: FIDELITY SR INTRINSIC OPPORTU NITIES FUND	200,000	1.75
株 式 会 社 北 陸 銀 行	193,040	1.68
株 式 会 社 北 洋 銀 行	186,000	1.62
鈴 木 達 雄	169,404	1.48
国 分 北 海 道 株 式 会 社	164,000	1.43

(注) 持株比率は自己株式 (12,088株) を控除して計算しております。

## 3. 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

## 4. 会社役員 の 状 況

### (1) 取締役及び監査役の状況（2020年9月30日現在）

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	鈴木 達 雄	
代表取締役専務	若 園 清	総務部担当
常務取締役	川 瀬 豊 秋	経理部兼企画IR部兼システム室担当
常務取締役	中 本 泰 廣	商品本部兼開発企画部担当
取 締 役	野 口 一	販売部長兼全社惣菜担当
取 締 役	宮 川 明	(株)イトーヨーカ堂監査役
取 締 役	井 雲 康 晴	
常 勤 監 査 役	堀 内 健 三	
監 査 役	笹 井 祐 三	三洋興熱(株)代表取締役社長
監 査 役	東 城 敬 貴	朝日税理士法人帯広事務所代表社員（税理士）

- (注) 1. 取締役宮川 明氏及び井雲康晴氏は、社外取締役であります。なお、当社は、取締役井雲康晴氏を東京証券取引所及び札幌証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出ております。
2. 監査役笹井祐三氏及び東城敬貴氏は、社外監査役であります。なお、当社は、監査役東城敬貴氏を東京証券取引所及び札幌証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出ております。
3. 常勤監査役堀内健三氏は、13年間当社の常務取締役として経理部長を兼任しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 監査役笹井祐三氏は、三洋興熱株式会社の代表取締役社長であり、経理・財務をはじめ企業経営全般の豊富な経験と高い見識のもと他社の取締役に就任しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 監査役東城敬貴氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

6. 当事業年度中における取締役の地位及び担当等の異動は次のとおりであります。

氏名	異動前	異動後	異動年月日
野口 一	取締役兼 販売部長 兼 帯広ブロッケン 兼 惣菜担当	取締役兼 販売部長 兼 惣菜担当	2020年4月1日

7. 当事業年度末日の翌日以降における取締役の地位及び担当等の異動状況は次のとおりであります。

氏名	異動前	異動後	異動年月日
鈴木 達雄	代表取締役社長	退任	2020年11月5日
若園 清	代表取締役専務 総務部担当	代表取締役社長	2020年11月5日

## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役（業務執行取締役等である者を除く。）及び監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

### (3) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	員 数	報 酬 等 の 総 額
取 締 役 ( うち 社 外 取 締 役 )	7名 (2名)	123,570千円 (3,250千円)
監 査 役 ( うち 社 外 監 査 役 )	3 (2)	8,806 (4,420)
合 計 ( うち 社 外 役 員 )	10 (4)	132,376 (7,670)

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、2008年12月24日開催の第54期定時株主総会において年額200,000千円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)と決議いただいております。
2. 監査役の報酬限度額は、1996年12月20日開催の第42期定時株主総会において年額10,000千円以内と決議いただいております。
3. 上記の報酬等の総額には、当事業年度に係る役員退職慰労引当金繰入額10,265千円(取締役7名に対し9,619千円(うち社外取締役2名に対し250千円)、監査役3名に対し646千円(うち社外監査役2名に対し340千円))が含まれております。
4. 当事業年度末現在の役員退職慰労引当金の残高(当事業年度に係る役員退職慰労引当金の繰入額を除く。)は、次のとおりであります。
- 取締役7名に対し147,692千円(うち社外取締役2名に対し1,100千円)  
監査役3名に対し11,254千円(うち社外監査役2名に対し6,970千円)

#### (4) 社外役員に関する事項

##### ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役宮川 明氏は、株式会社イトーヨーカ堂の監査役であります。株式会社イトーヨーカ堂は当社の大株主であります。また、当社は、株式会社イトーヨーカ堂の親会社である株式会社セブン&アイ・ホールディングスの関係会社との間にリース契約等の取引関係があります。
- ・監査役笹井祐三氏は、三洋興熱株式会社の代表取締役社長であります。当社は、三洋興熱株式会社との間に灯油購入等の取引関係があります。
- ・監査役東城敬貴氏は、朝日税理士法人帯広事務所代表社員であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

##### ② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	出席状況及び発言状況
取締役	宮川 明	当事業年度に開催された取締役会13回のうち12回に出席、小売業界に関する豊富な知識・経験を活かした意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
取締役	井雲 康晴	当事業年度に開催された取締役会13回のうち12回に出席、経営コンサルタントとしての専門的な見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
監査役	笹井 祐三	当事業年度に開催された取締役会13回の全てに出席、監査役会6回の全てに出席し、主に当社事業に対する専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を適宜行っております。 また、監査役会において、監査の方法その他監査役の職務の執行に関する事項及び議案審議等に必要発言を適宜行っております。
監査役	東城 敬貴	当事業年度に開催された取締役会13回の全てに出席、監査役会6回の全てに出席し、主に税理士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を適宜行っております。 また、監査役会において、監査の方法その他監査役の職務の執行に関する事項及び議案審議等に必要発言を適宜行っております。

## 5. 会計監査人の状況

(1) 名称 監査法人シドー

(2) 報酬等の額

- |                                     |          |
|-------------------------------------|----------|
| ・当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額                | 17,000千円 |
| ・当社が会計監査人に支払うべき金銭<br>その他の財産上の利益の合計額 | 17,000千円 |

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

なお、取締役会が、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることを監査役会に請求し、監査役会はその適否を判断したうえで、株主総会に提出する議案の内容を決定いたします。

## 6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容及び運用状況の概要は以下のとおりであります。

- (1) 当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - ① 当社の業務を担当する取締役は、自己の担当領域について、法令等の順守体制を構築する権限と責任を有する。また、総務担当取締役は、これらを横断的に推進し管理する。
  - ② 当社は、反社会的勢力排除に向け、コンプライアンスの基本方針である「企業倫理規程」に、社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的な勢力に対して、毅然とした態度で対応し、経済的な利益を供与しないことを掲げ、関係を排除する。また、総務部を対応統括部署として、事案により関係部門と協議し対応するとともに、地元警察署や顧問弁護士等の外部専門機関と連携し、反社会的勢力に対する体制を整備する。
  - ③ 内部監査室は、当社のコンプライアンス体制の整備・運用状況について内部監査を実施し、確認する。
  - ④ 監査役は、取締役の職務執行が法令及び定款に適合することを検証し、監視機能の実効性向上に努める。
- (2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
  - ① 当社の取締役は、取締役会及び常勤役員会等の議事録、稟議決裁書その他その職務の執行に係る情報を、文書管理規程の定めるところに従い適切に保存しかつ管理する。また、それらの文書は、監査役の要請によりいつでも閲覧に応じる。
  - ② 当社に関する重要な情報については、開示を担当する主管部署が、迅速かつ網羅的に収集し、適時に正確な情報開示を実施する。
- (3) 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - ① 法令順守、災害、衛生管理等に係るリスクについては、当社のそれぞれの担当部署にて、規則・ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行うものとし、新たに生じたリスクへの対応が必要な場合は、速やかに対応責任者となる取締役を定める。なお、リスク管理部門として総務部がリスク管理活動を統括し、規程の整備とその運用を図る。また、内部監査室において、内部監査規程の定めるところに従い定期的に監査を行う。

- ② 事業の重大な障害、重大な事件・事故、重大な災害等が発生したときには、当社における損害を最小限に抑えるため、危機管理本部を設置し、直ちに業務の継続に関する施策を講じる。
- (4) 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制  
当社は、取締役会規程の定めるところに従い、重要案件はすべて取締役会に付議する。なお、業務執行の意思決定の迅速化と業務運営の効率化を図るため、月2～3回常勤役員会を開催する。また、日常の業務執行は、職務権限規程、業務分掌規程及び稟議規程等により、担当役員、部長、次長、課長などの職制ラインに順次権限と職責を適切に委譲し、適時的確な意思決定と決定内容に沿った業務執行を行う。
- (5) 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項  
監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、当社の使用人から監査役の補佐員を任命する。
- (6) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項  
① 当該使用人の任命、異動等の人事権に関わる事項の決定には、監査役会の事前の同意を必要とする。  
② 当該使用人が、他部署の使用人を兼務する場合は、監査役に係る業務を優先して従事する。
- (7) 当社の監査役への報告に関する体制  
① 取締役及び使用人は、当社に著しい損害を及ぼすおそれや事実の発生、信用を著しく失墜させる事態、内部管理の体制・手続き等に関する重大な欠陥や問題、法令違反等の不正行為や重大な不当行為などについて、書面もしくは口頭にて監査役に対し報告を行う。また、上記にかかわらず、監査役は必要に応じ、いつでも取締役又は使用人に対し報告を求めることができる。  
② 内部通報制度の担当部署は、当社の役員及び使用人からの内部通報の状況について、定期的に監査役に対して報告する。

- (8) 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査役へ報告を行った当社の役員及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止する。

- (9) 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でない認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

- (10) その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役は、代表取締役社長と定期的に会合を持ち、監査上の重要課題等について、意見交換を行う。
- ② 監査役は、内部監査室と緊密な関係を保つとともに、必要に応じて内部監査室に調査を求めることができる。
- ③ 監査役は、内部監査室と連携し、当社の業務の効率化、適法性及び妥当性を監査する。また、監査で改善指摘を受けた事項は、各所属長の責任において速やかに改善を行う。
- ④ 監査役会が、監査の実施にあたり必要と認めるときは、弁護士、公認会計士、コンサルタントその他の外部アドバイザーを任用することができ、その費用は会社が負担する。

- (11) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

- ① 法令順守及び取締役の効率的職務執行

取締役は、取締役会を13回、常勤役員会を24回開催し、経営の基本方針、経営に関する重要事項ならびに法令で定められた事項などの決定、業務執行状況の監督を行っております。

また、常勤役員会メンバーと次長職以上をもって組織される経営会議を12回開催し、詳細な業績分析と報告、業務執行の具体的な内容、その背景となる重要事項及び具体的対応策について審議を行っております。

- ② 損失の危険の管理

法令順守、災害、衛生管理等に係るリスクについては、それぞれの担当部署にて、規則・ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行い、また、リスク管理

部門としての総務部がリスク管理活動を統括し、規程の整備とその運用を図っております。

③ 監査役監査の実効性確保

監査役は、監査役会を6回開催するとともに、取締役会、常勤役員会及びその他の重要な会議に参加し、法令、定款に反する行為や株主利益を侵害する決定がなされていないかどうかについて監査を行っております。

また、監査役は、取締役会・取締役・内部監査室・会計監査人等との意見交換を通じて、監査役監査、内部監査、会計監査との連携を図り、また、内部統制システムの構築・運用状況等について、監督・監査を行っております。

- 
- (注) 1. 本事業報告に記載の金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。  
2. 消費税等の会計処理方法については、税抜方式を採用しております。

# 貸借対照表

(2020年9月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	6,875,501	流 動 負 債	5,358,766
現金及び預金	5,027,081	買掛金	2,537,317
売掛金	539,306	1年内返済予定の長期借入金	146,545
商品及び製品	846,751	リース債務	263,122
原材料及び貯蔵品	1,525	未払金	737,325
前払費用	93,058	未払費用	535,340
未収入金	368,473	未払法人税等	409,070
その他	804	未払消費税等	97,338
貸倒引当金	△1,500	前受り金	244,975
固 定 資 産	12,633,758	賞与引当金	124,465
有形固定資産	10,684,920	その他の	183,333
建物	3,902,863	固定負債	79,931
構築物	41,997	長期借入金	1,546,431
工具、器具及び備品	75,837	リース債務	4,789
土地	6,060,129	退職給付引当金	390,854
リース資産	604,092	役員退職慰労引当金	643,280
無形固定資産	14,490	資産除去債務	169,211
借地権	5,350	長期預り敷金保証金	321,316
電話加入権	9,139	負債合計	6,905,197
投資その他の資産	1,934,347	純 資 産 の 部	
投資有価証券	53,973	株 主 資 本	12,615,389
出資金	1,728	資 本 金	1,639,253
長期貸付金	782,579	資 本 剰 余 金	1,566,100
長期前払費用	61,127	資本準備金	1,566,100
繰延税金資産	305,035	利益剰余金	9,413,017
敷金及び保証金	729,630	利益準備金	159,266
その他	272	その他利益剰余金	9,253,750
資産合計	19,509,260	別途積立金	5,000,000
		繰越利益剰余金	4,253,750
		自 己 株 式	△2,980
		評価・換算差額等	△11,327
		その他有価証券評価差額金	△11,327
		純 資 産 合 計	12,604,062
		負債純資産合計	19,509,260

## 損 益 計 算 書

(2019年10月1日から  
2020年9月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
売 上 高		42,595,295
売 上 原 価		31,927,274
売 上 総 利 益		10,668,021
営 業 収 入		
不 動 産 賃 貸 収 入	451,865	
そ の 他	122,962	574,828
営 業 総 利 益		11,242,849
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		9,451,990
営 業 利 益		1,790,858
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	6,637	
受 取 配 当 金	2,640	
そ の 他	10,381	19,660
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	1,786	
そ の 他	1,344	3,131
経 常 利 益		1,807,387
特 別 損 失		
固 定 資 産 売 却 損	4,671	
固 定 資 産 除 却 損	83,456	
キ ャ ッ シ ュ レ ス 還 元 対 策 費 用	14,049	102,177
税 引 前 当 期 純 利 益		1,705,210
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	556,657	
法 人 税 等 調 整 額	△20,311	536,346
当 期 純 利 益		1,168,864

## 株主資本等変動計算書

(2019年10月1日から  
2020年9月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本								
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金				自 己 株 式	株 主 資 本 計 合
		資本準備金	資本剰余金 合 計	利益準備金	そ の 他 利 益 剰 余 金	繰 越 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計		
				別 途 積 立 金					
当期首残高	1,639,253	1,566,100	1,566,100	159,266	4,700,000	3,533,432	8,392,698	△2,980	11,595,070
当期変動額									
別途積立金の積立					300,000	△300,000	—		—
剰余金の配当						△148,545	△148,545		△148,545
当期純利益						1,168,864	1,168,864		1,168,864
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)									
当期変動額合計	—	—	—	—	300,000	720,318	1,020,318	—	1,020,318
当期末残高	1,639,253	1,566,100	1,566,100	159,266	5,000,000	4,253,750	9,413,017	△2,980	12,615,389

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当期首残高	△11,308	△11,308	11,583,762
当期変動額			
別途積立金の積立			—
剰余金の配当			△148,545
当期純利益			1,168,864
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△18	△18	△18
当期変動額合計	△18	△18	1,020,300
当期末残高	△11,327	△11,327	12,604,062

## 計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2020年11月12日

株式会社ダイイチ  
取締役会 御中

監査法人シドー  
札幌事務所

指定社員 公認会計士 沢田石 吉英 ㊞  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 菅井 朗 ㊞  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ダイイチの2019年10月1日から2020年9月30日までの第66期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年10月1日から2020年9月30日までの第66期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人シドールの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年11月13日

株式会社ダイイチ 監査役会

常勤監査役	堀	内	健	三	Ⓔ
社外監査役	笹	井	祐	三	Ⓔ
社外監査役	東	城	敬	貴	Ⓔ

以 上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 剰余金の処分の件

当社は株主の皆様への利益還元を経営上の最重要課題のひとつと考え、安定配当の維持を基本としながら、今後の事業展開等を勘案して、当期の期末配当につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

- (1) 配当財産の種類  
金銭といたします。
- (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき金16円（前期より3円増配）といたしたいと存じます。  
なお、この場合の配当総額は、182,824,832円となります。
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日  
2020年12月23日といたしたいと存じます。

## 第2号議案 取締役6名選任の件

取締役全員（6名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役6名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふり氏 (生 年 月 日)	がな名 きよし清	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1	わか 園 (1952年12月18日)	きよし清	1979年4月 当社入社 1991年11月 当社取締役 1998年12月 当社常務取締役 2008年12月 当社専務取締役 2016年12月 当社代表取締役専務 2020年11月 当社代表取締役社長（現任）	265,600株
2	なか 本 やす (1956年2月2日)	ひろ廣	1999年4月 当社入社 2007年4月 当社店舗運営部帯広ブロック長 2008年12月 当社取締役 2014年9月 当社取締役商品本部長 2016年12月 当社常務取締役（現任） 2019年5月 当社商品本部兼開発企画部担当（現任）	11,800株
3	の 野 (1965年2月19日)	はじめ一	1983年3月 当社入社 2014年9月 当社販売本部帯広ブロック長 2014年12月 当社取締役（現任） 2017年3月 当社販売本部長兼商品部長 2019年5月 当社販売部長兼帯広ブロック長兼惣菜担当 2020年4月 当社販売部長兼全社惣菜担当（現任）	11,000株
4	かわ 瀬 豊 (1955年10月4日)	あき秋	1991年7月 当社入社 2000年4月 当社企画IR部長兼経理部長 2004年12月 当社取締役 2014年4月 当社取締役総務兼企画IR担当 2016年12月 当社常務取締役（現任） 2019年5月 当社経理部兼企画IR部兼システム室担当（現任）	46,700株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
5	宮川明 (1955年1月4日)	1978年4月 (株)三井銀行入行 (現(株)三井住友銀行) 2005年9月 (株)セブン&アイ・ホールディングス執行役員 2013年12月 当社社外取締役 (現任) 2018年5月 (株)イトーヨーカ堂監査役 (現任) (重要な兼職の状況) (株)イトーヨーカ堂監査役	一株
6	井雲康晴 (1948年7月12日)	1973年4月 (株)北海道銀行入行 1982年1月 (株)タナベ経営入社 2014年12月 当社社外取締役 (現任) 2015年1月 財務経営調査研究所代表 (現任)	1,000株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 取締役候補者宮川明氏及び井雲康晴氏は、社外取締役候補者であります。なお、当社は井雲康晴氏を東京証券取引所及び札幌証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出ております。
3. 宮川明氏を社外取締役候補者とした理由は、株式会社セブン&アイ・ホールディングス執行役員及び株式会社イトーヨーカ堂監査役を務めるなど当業界に精通しており、その豊富な経験と幅広い知識を活かし、当社の経営に対して提言をいただくとともに、適切な助言を期待するものであります。
4. 井雲康晴氏を社外取締役候補者とした理由は、会社経営に直接関与した経験はありませんが、長年にわたり経営コンサルタント業務に携わり、その豊富な経験と幅広い知識を活かし、当社の経営に対して提言をいただくとともに、適切な助言を期待するものであります。
5. 宮川明氏及び井雲康晴氏は、現在、当社の社外取締役であり、社外取締役としての在任期間は、本株主総会終結の時をもって宮川明氏は7年、井雲康晴氏は6年であります。
6. 当社は、宮川明氏及び井雲康晴氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としており、宮川明氏及び井雲康晴氏の再任が承認された場合は、両氏と同内容の契約を継続する予定であります。また、川瀬豊秋氏の選任が承認された場合は、同氏と同内容の契約を締結する予定であります。

### 第3号議案 監査役2名選任の件

監査役堀内健三氏は、本総会終結の時をもって任期満了となり、また、監査役笹井祐三氏は、本総会終結の時をもって辞任されますので、改めて監査役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1	堀内健三 (1942年2月18日)	1960年4月 当社入社 1975年3月 当社取締役 1988年11月 当社常務取締役 2004年12月 当社常勤監査役(現任)	71,036株
2	※笹井宏一 (1978年9月20日)	2008年10月 司法試験合格(法曹有資格者) 2009年12月 吉澤総合法律事務所入所 2015年4月 三洋興熱(株)入社 2019年8月 同社代表取締役副社長(現任) (重要な兼職の状況) 三洋興熱(株)代表取締役副社長	13,200株

- (注) 1. ※印は、新任の監査役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 笹井宏一氏は、社外監査役候補者であります。なお、本議案が承認可決され、笹井宏一氏が社外監査役に就任した場合、東京証券取引所及び札幌証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、独立役員として指定し、両取引所に届け出る予定であります。
4. 社外監査役候補者の選任理由について  
笹井宏一氏は、法曹有資格者としての豊富な経験と幅広い知識・見識を有するとともに、企業経営にも精通しており、当社の経営に対して有益なご発言や率直なご指摘をいただけるものと判断し、社外監査役候補者としております。
5. 当社は、監査役との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としており、堀内健三氏の再任が承認された場合は、同氏と同内容の契約を継続する予定であります。また、笹井宏一氏の選任が承認された場合は、同氏と同内容の契約を締結する予定であります。

#### 第4号議案 取締役及び退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

2020年11月5日に代表取締役社長を辞任された鈴木達雄氏、本総会終結の時をもって常務取締役から非常勤の取締役に就任される予定の川瀬豊秋氏及び本総会終結の時をもって監査役を辞任されます笹井祐三氏に対し、それぞれ在任中の労に報いるため、当社の役員退職慰労金規程に従い、一定の基準で相当額の範囲内において退職慰労金を贈呈いたしたいと存じます。

なお、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は、取締役については取締役会に、退任監査役については監査役の協議によることにご一任願いたいと存じます。

取締役及び退任監査役の略歴は、次のとおりであります。

氏名	略歴
すずき 鈴木 達雄	1986年11月 当社取締役 1992年11月 当社常務取締役 1998年12月 当社専務取締役 2008年12月 当社取締役副社長 2010年12月 当社代表取締役副社長 2011年12月 当社代表取締役社長
かわせ 川瀬 豊秋	2004年12月 当社取締役 2016年12月 当社常務取締役（現任）
ささい 笹井 祐三	1978年11月 当社社外監査役（現任）

以上







## 株主総会会場ご案内図

北海道帯広市西7条南19丁目1番地

北海道ホテル 2階 大雪の間

電話 (0155) 21-0001 (代表)



交通の  
ご案内

- ・タクシー利用の場合  
帯広駅より約5分
- ・バス利用（十勝バス）の場合  
帯広駅前北口より大空団地行70乗車（約10分）、イオン帯広店前下車、徒歩約5分